

千葉市消費者教育推進計画
(案)



平成27年7月
千葉市

千葉市消費者教育推進計画における消費者教育

「自ら考え行動する自立した消費者」への成長を促進するための教育及びこれに準ずる啓発をいいます。

また、「自ら考え行動する自立した消費者」とは、従来から消費者に必要といわれている消費生活で合理的な意思決定ができ、消費者被害に遭わない知識を保有することにとどまらず、社会の一員として、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者のことをいいます。

目次

第1章	千葉市消費者教育推進計画の基本的な考え方	1
1	千葉市消費者教育推進計画策定の経緯	1
2	本計画策定の目的	1
3	本計画における消費者教育の対象及び担い手	1
4	本計画の位置付け	1
5	本計画の期間	2
6	本計画の体系	2
7	本計画における重点課題	3
8	本計画の評価・実施状況の公表	3
第2章	消費生活の現状と課題について	4
1	消費生活の現状について	4
2	消費生活の課題について	12
第3章	個別施策	13
大分類1	消費者被害防止のための教育	13
大分類2	自立した消費者になるための教育	18
大分類3	事業者及び事業所への教育	27
大分類4	担い手の育成・支援	30

第1章 千葉市消費者教育推進計画の基本的な考え方

1 千葉市消費者教育推進計画策定の経緯

本市では、現在、第2次千葉市消費生活基本計画（平成24年度～平成28年度までの5年間）に基づき、消費者施策を推進しており、消費者教育に関する施策として、消費生活に関連する講座や最新の悪質商法とその対処法等の出前講座（くらしの巡回講座）の開催や、学校における消費者教育等の施策を実施しています。

消費者教育を巡る近年の国の動向としては、消費者教育を総合的、一体的に推進することを目的として、平成24年12月に消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）が施行され、平成25年6月に消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定されました。

消費者教育推進法によれば、市町村は基本方針等を踏まえ、消費者その他の関係者より構成される消費者教育推進地域協議会の意見を反映させ、市町村消費者教育推進計画を作成する努力義務を負うことになっています。

本市では、消費者教育推進法の施行や基本方針の閣議決定を受け、平成25年度に、消費者及び事業者に対するアンケートやワークショップ等を開催し、消費者教育を推進するため、消費生活における問題点等の課題整理を行いました。平成26年度には、市長が、消費者教育推進法第20条第1項に基づく「消費者教育推進地域協議会」の役割も兼ねる千葉市消費生活審議会に、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することについての諮問を行い、それを受け、設置された消費者教育推進部会で検討・討議がなされました。その結果を受け、本年4月に、千葉市消費生活審議会から市長に答申がなされ、7月にパブリックコメントを実施し、千葉市消費者教育推進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 本計画策定の目的

本計画は、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することにより、千葉市に関わる全ての消費者が「自ら考え行動する自立した消費者」に成長することを目的とし、策定します。

3 本計画における消費者教育の対象及び担い手

本市に在住・在勤・在学している幼児から高齢者に至る全ての消費者、事業者及び団体（町内自治会、ちばし消費者応援団、事業者団体等）など

4 本計画の位置付け

本計画は、本市における消費者施策を推進する第2次千葉市消費生活基本計画の下位計画ですが、本市で消費者教育を推進するための消費者教育推進法第10条第2項に基づく「市町村消費者教育推進計画」であるため、第2次千葉市消費生活基本計画に位置づけの

ない個別施策についても、第2次千葉市消費生活基本計画に準じて推進していきます。

5 本計画の期間

本計画の実施期間については、平成27年度から平成28年度までの2年間とします。これは、第2次千葉市消費生活基本計画の終期に合わせたものです。

なお、29年度以降は、本計画を第3次千葉市消費生活基本計画（仮称）に統合し、体系的に消費者施策を推進します。

6 本計画の体系

本計画では、大分類の下に、小分類を設け、その下に消費者教育担当課が実施する個別施策を位置付け、消費者教育を総合的かつ一体的に推進します。消費者教育担当課は30課であり、個別施策数は、110施策※となります。

※以下の大分類・小分類毎の個別施策数は、再掲を含む個別施策数で表記しているため、合計は110施策を上回ります。

（大分類1） 消費者被害防止のための教育

振り込め詐欺等の犯罪や悪質商法などの消費者トラブルを回避する能力や、被害に遭った場合に適切に対処することができる能力を身につけるための教育。この大分類には、次の2つの小分類を設け、個別施策数は30施策となります。

小分類1 消費者被害防止に係る教育の促進（14施策）

小分類2 消費者被害防止に係る啓発活動の促進（16施策）

（大分類2） 自立した消費者になるための教育

消費生活を営む（商品の購入や役務の提供を受ける）上で、合理的な意思決定ができると共に、よりよい市場とよりよい社会の発展のため、社会の一員として、積極的に関与できる消費者への成長に貢献する、消費生活に関連する様々な分野の教育（食育、環境教育、国際理解教育等。消費者教育の内、大分類1に含まれない教育。）。この大分類には、次の5つの小分類を設け、個別施策数は73施策となります。

小分類1 食に関する教育の促進（21施策）

小分類2 情報とメディアに関する教育の促進（6施策）

小分類3 持続可能な開発のための教育（環境教育）の促進（20施策）

小分類4 持続可能な開発のための教育（国際理解教育）の促進（9施策）

小分類5 消費生活の様々な分野における教育の促進（17施策）

(大分類3) 事業者及び事業所への教育

商品及び役務を供給する立場において、事業者が消費者の消費生活に密接に関係している点を踏まえ、消費者目線で事業活動を行う事業者の育成を図る教育のほか、職域での消費者教育を推進する事業所の従業者に対する消費生活に関する知識及び理解を深めるための教育（千葉市の職員や教員への研修や啓発も含む）。この大分類には、次の2つの小分類を設け、個別施策数は19施策となります。

小分類1 事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進（14施策）

小分類2 職域における消費者教育の促進（5施策）

(大分類4) 担い手の育成・支援

消費者教育に関連する庁内・庁外の様々な団体が連携して実施する施策や消費者教育に携わる各種団体に対する人的・物的・資金的な支援及びその他育成に関する施策。この大分類には、次の2つの小分類を設け、個別施策数は53施策となります。

小分類1 関係機関との連携（38施策）

小分類2 地域団体や事業者等の消費教育活動支援（15施策）

7 本計画における重点課題

高齢者を中心とした消費者の財産被害が増加する現代社会において、消費者被害の防止は、市が取り組むべき喫緊の課題です。

また、多様な教育分野が関連する消費者教育には、多くの担い手が存在し、それらの担い手を育成することは、消費者教育の推進に大きく貢献します。なお、それらの担い手や関係機関等の連携を促進することは、互いの教育分野は勿論、消費者教育の効果を相乗的に高めることが期待できます。

以上のことから、「大分類1 消費者被害防止のための教育」及び「大分類4 担い手の育成・支援」を重点課題とします。

8 本計画の評価・実施状況の公表

本計画の年度ごとの評価及び実施状況は、千葉市消費生活審議会に報告するとともに、その内容を市民に公表します。

第2章 消費生活の現状と課題について

平成25年度に消費者及び事業者に対するアンケートやワークショップ等を実施し、消費者教育を推進するため、消費生活における問題点等の課題整理を行いました。

1 消費生活の現状について

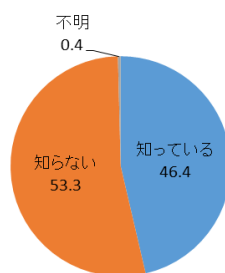
(1) 消費者アンケート

実施方法	インターネット	対面式
対 象	千葉市に登録している インターネットモニター	千葉市に在住・在学している消費者
回 答 数	1,266人	1,119人
手 法	千葉市ホームページにアクセスして回答	生涯学習センター、緑いきいきプラザ等市内施設（10か所）にて実施
実施時期	平成25年11月1日～11月7日	平成25年11月16日～12月15日

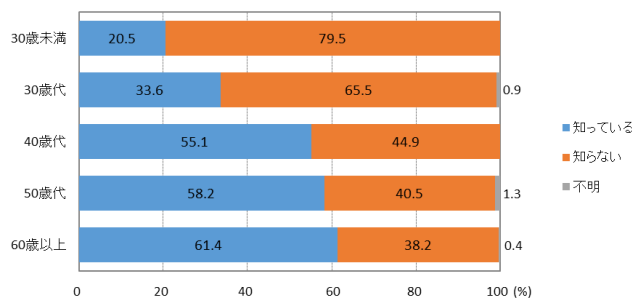
① 千葉市消費生活センターの認知について

千葉市消費生活センターという名称や場所などの認知は、「知っている」という回答が46.4%でした。また、「知っている」という回答は年齢を重ねるにつれて高くなる傾向がみられ、60歳以上の年代では、61.4%であったものの、30歳未満の年代ではその3分の1程度の20.5%でした。全世代に向けた周知はもちろんですが、特に若年層に向けた千葉市消費生活センターの認知を高める啓発が必要です。

【対面式】 千葉市消費生活センターの認知
N = 1,119



(年齢層別)

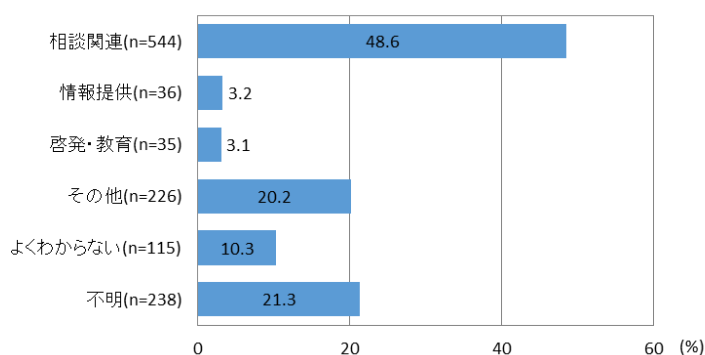


② 消費生活センターの業務・役割について

5割弱の消費者が、「相談を実施している」機関であるということは、認知していたものの、消費者教育に関する業務である「情報提供」や「啓発・教育」といった業務を実施しているという認知は両方合わせても6.3%であり、消費生活センターが消費者教育の拠点としての役割を担えていない状況が懸念されます。

【対面式】消費生活センターの業務・役割

※自由回答から分類 N = 1,119

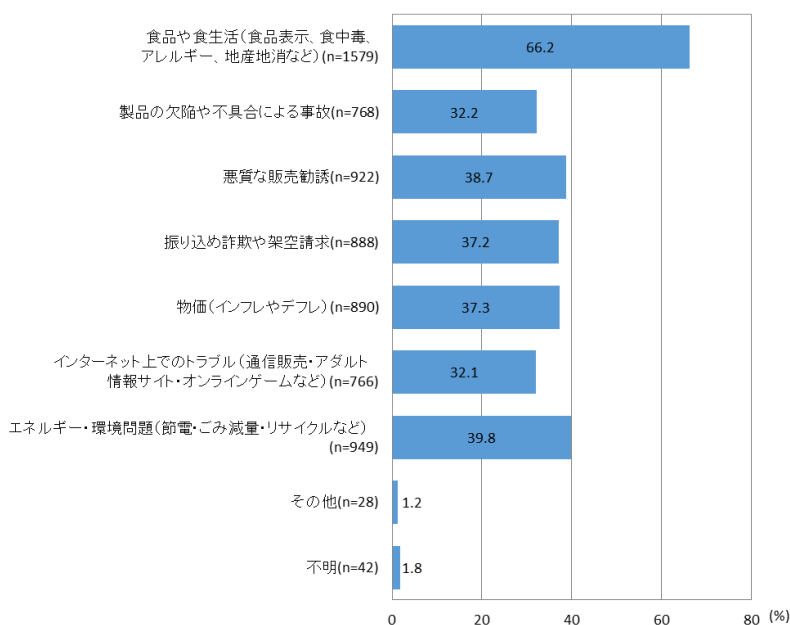


③ 関心のある消費生活に関する問題について

最も関心の高い問題は、「食品や食生活」に関する問題で66.2%でした。ついで、「エネルギー・環境問題」、「悪質な販売勧誘」、「物価」、「振り込め詐欺や架空請求」に関する問題の関心が4割弱ありました。市民の消費生活に関する関心は多岐にわたっており、様々な消費者教育担当課が連携して、啓発活動を実施する必要性が感じられます。

【インターネット・対面式合計】関心のある消費生活に関する問題

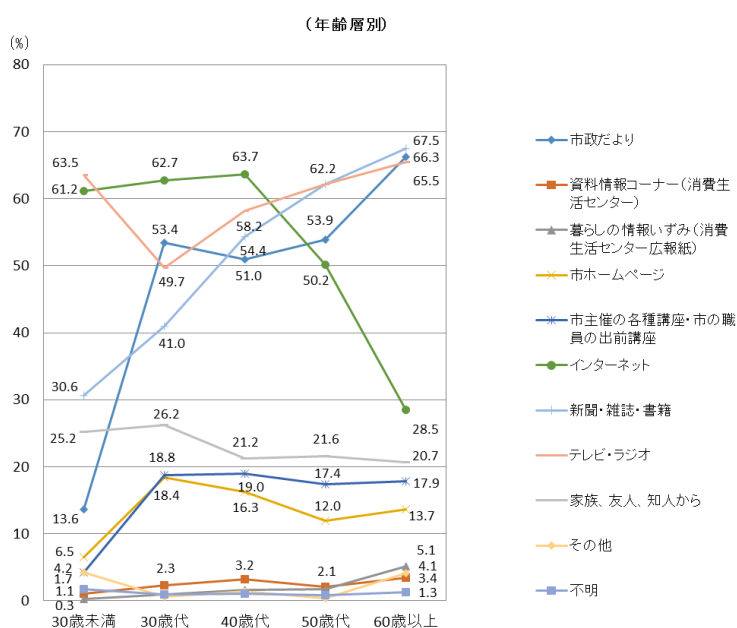
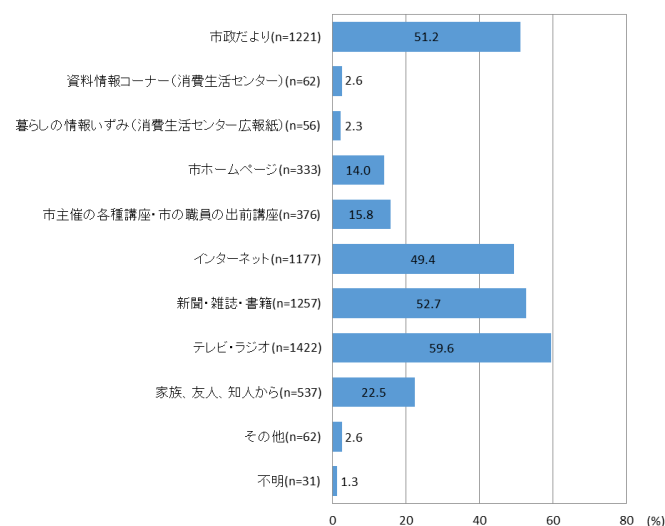
N = 2,385



④ 消費生活に関する情報の主な入手先について

消費者が情報入手に利用する媒体として多いのは、「テレビ・ラジオ」、「新聞・雑誌・書籍」、「市政だより」、「インターネット」の順ですが、利用する媒体は、年代により異なります。40歳代以下の「インターネット」の利用割合は6割を超えていますが、50歳代では50.2%、60歳以上の年代では28.5%と低下しています。他方、30歳未満の年代で13.6%と低い利用割合である「市政だより」は、30歳代から50歳代では5割を超え、60歳代では67.5%と高くなります。情報入手に利用する媒体は、世代間で異なることを念頭に情報提供を実施する必要があります。

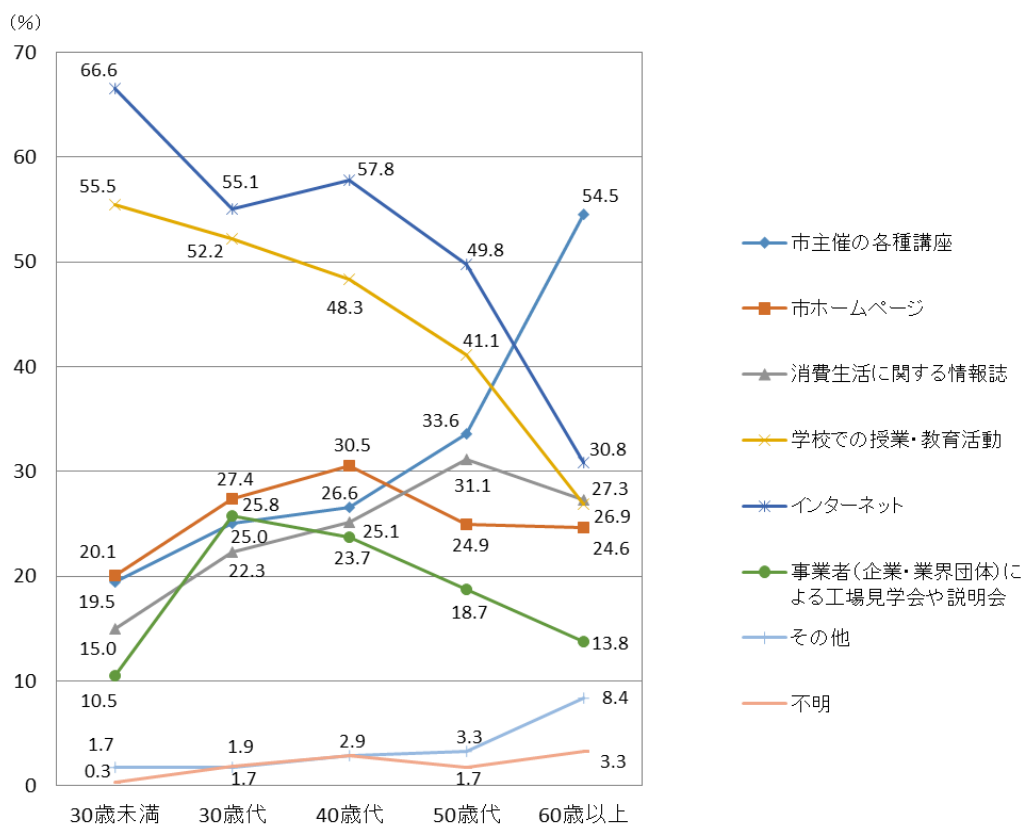
【インターネット・対面式合計】消費生活に関する情報の主な入手先
N = 2,385



⑤ 消費者が消費生活に関心をもつために有効だと思うものについて

50歳代以下の年代においては、「インターネット」と「学校での授業・教育活動」が1位と2位を占めました。一方、60歳以上の年代では、「市主催の各種講座」について「インターネット」という結果になっています。消費者教育は、インターネット等で手軽に情報を入手できる環境を整えるのと同時に、学校教育等で若年期から学ぶことにより、身に着くと考える消費者が多いことが推測されます。一方、年齢が高くなるにつれ、市主催講座を有効と考える割合が高まっていることから、高齢の年代に対しては、市主催の講座等で消費者教育への関心を引き起こす必要性があると考えられます。

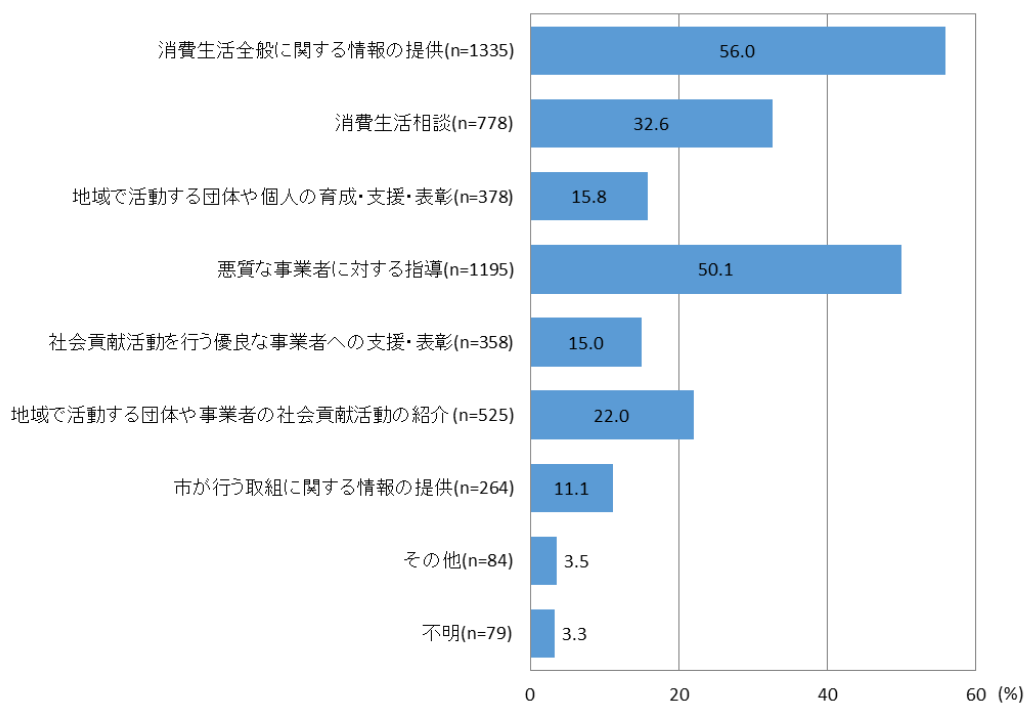
【インターネット・対面式合計】消費生活に関心を持ってもらうために有効だと思うもの



⑥ 消費生活を豊かにするために市に期待する役割について

「消費生活全般に関する情報の提供」が56.0%、ついで「悪質な事業者に対する指導」が50.1%、「消費生活相談」は32.6%でした。消費者は、市に対して、情報提供という消費者教育の充実を求めていることが分かります。

【インターネット・対面式合計】消費生活を豊かにするために市に期待する役割
N = 2,385



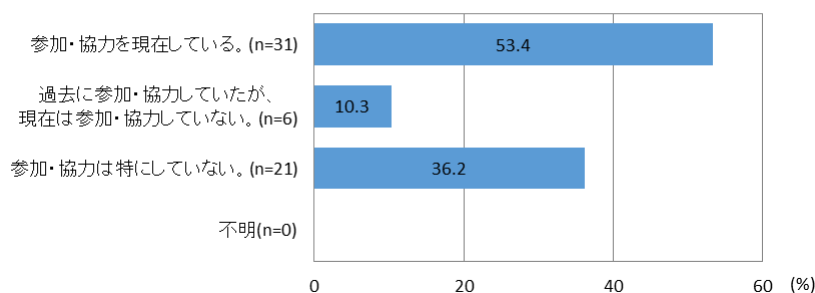
(2) 事業者アンケート

実施方法	郵送
対 象	千葉市内で事業を行っている事業者100社
回 答 数	58社
手 法	調査票を事業者に郵送し回収
実施時期	平成25年11月26日～12月12日

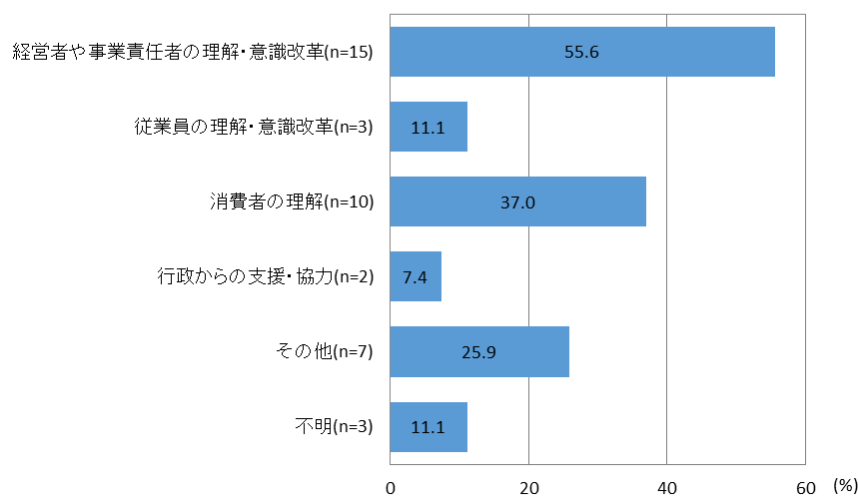
① 地域や行政の実施するイベントや活動への参加・協力の状況及び参加・協力する場合に必要と思われるものについて

「参加・協力を現在している」事業者は53.4%であり、過去を含めると63.7%の事業者が参加・協力したことがある状況です。一方、参加・協力する場合に必要と思われるものについては、「経営者や事業責任者の理解・意識改革」とする回答が55.6%あり、事業者による消費者教育の実践には、消費者教育について経営者等の理解や意識を高めることが重要であると推測されます。

地域や行政の実施するイベントや活動への参加・協力の有無



地域や行政の活動に参加・協力する場合に必要と思われること
N = 27

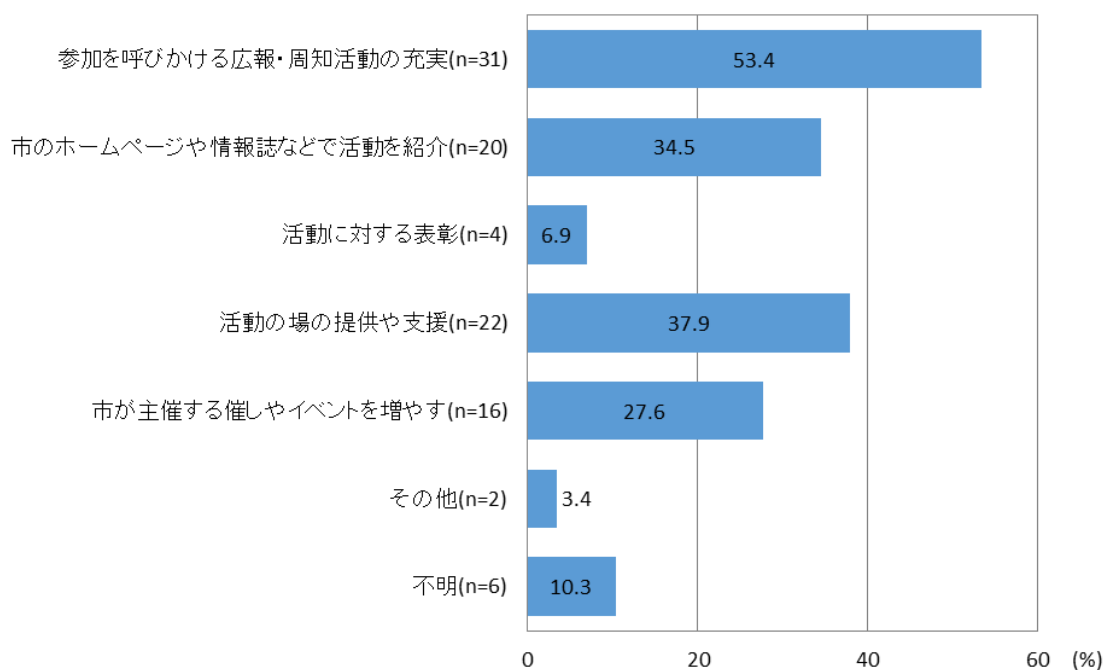


② 事業者が地域社会で活動を行うにあたって行政（千葉市）に期待するものについて

千葉市の役割として、事業者が期待するものは、消費者に当該イベント等への「参加を呼び掛ける広報・周知活動の充実」を求めるものが53.4%、「活動の場の提供や支援」が37.9%、「市のホームページや情報誌などで活動を紹介」というものが34.5%でした。事業者が社会貢献活動を実施・継続するに当たり、市に対して、当該事業者の活動を多くの消費者に効果的に伝えることを望んでいるものと推測されます。

行政（千葉市）に期待するもの

N = 58



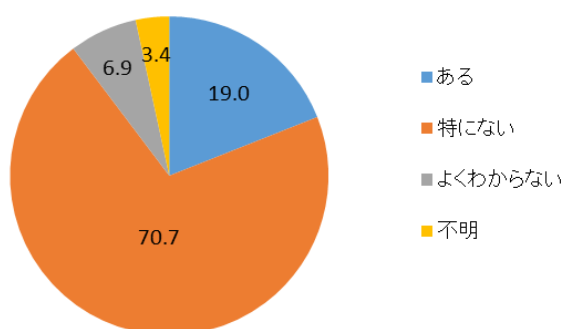
③ 職域での消費者教育について

従業者が職域で消費者問題や消費生活について学ぶ機会は、70.7%が「特にない」と回答しています。「ある」と回答した事業者も、「経営計画発表会」や「消費税に対する対策」、「消費者の動向」といった企業活動において、相対する消費者について学ぶといったところで、職域での消費者教育が進んでいない現状が分かります。

従業員が最近の消費者問題や消費生活について学ぶ
機会の有無

N = 58

(%)

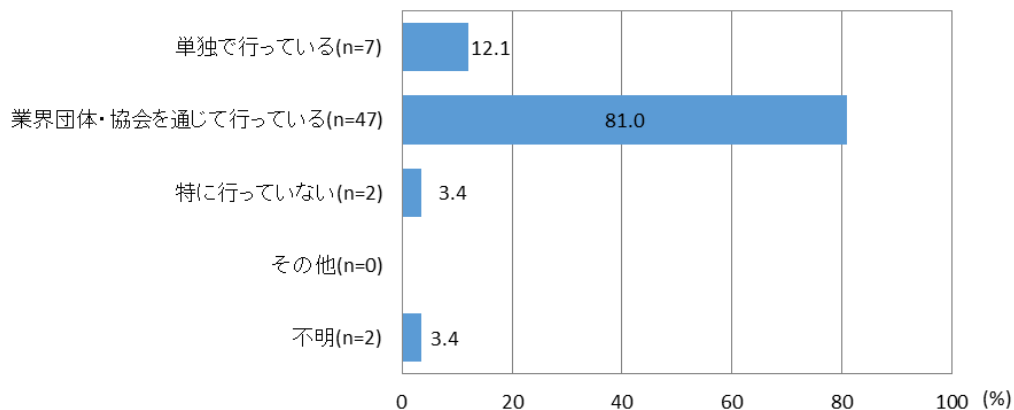


④ 学校での教育活動に対する支援・協力について

学校での教育活動は、「業界団体・協会を通じて行っている」事業者が81.0%、「単独で行っている」事業者が12.1%で、既に93.1%の事業者が実施しています。その実施内容については、「職場体験」、「学校への出前事業としてのエコプログラム」、「食育応援企業連絡会での出前講座」など消費者教育に関係すると思われる支援内容も含まれています。

学校での教育活動に対する支援・協力

N = 58



2 消費生活の課題について

① 学校での消費者教育（子どもに関する消費者教育）の推進

- ・教育委員会での教科横断的な指導計画（案）の作成
- ・消費者教育研究モデル校事業実施
- ・事業者や団体の提供する消費者教育（見学施設や講師派遣等）情報の一元化とそれを学校等に提供するための仕組みづくり
- ・学校やPTA等と連携した保護者への情報提供の仕組みの検討
- ・子ども向け施設や団体と連携した子ども向けのイベントや教育プログラムの実施

② 事業者が実施する消費者教育の推進

- ・事業者が携わるイベント等における消費生活センターの啓発の実施
- ・事業者との連携による職場体験、工場見学等の実施
- ・事業者及び従業員を対象とした講座や研修の実施
- ・中小企業でも消費者教育に参加しやすい仕組みの構築及び支援
- ・消費者教育を実施する企業に対する表彰等

③ 地域社会での消費者教育の推進

- ・くらしの巡回講座や啓発資料等の充実
- ・消費者被害防止に関する活動を行うボランティアの育成
- ・地域団体等と連携した消費者被害防止に関する情報ネットワークの構築
- ・市民活動支援センター等と連携した消費者教育の担い手の育成

④ 消費生活センターの機能強化

- ・多様な媒体を利用しての消費者教育に関する情報発信
- ・多様な消費者教育のメニューの情報発信地、消費者教育の拠点としての機能強化

第3章 個別施策

個別施策については、施策を実施する消費者教育担当課や事業内容を記載した表を掲載しています。この表の見方については、次のとおりです。

施策の内容	取り組む施策の内容を具体的に記載しています。
担当課	それぞれの施策を担当する消費者教育担当課の名称を記載しています。
主な関係先	施策を推進するにあたっての主な関係先について記載しています。
施策が対象とする年齢期	施策の対象となる者の年齢期を記載しています。
再掲	施策が他の小分類にも掲載されている場合、該当箇所を記載しています。 「2①」は大分類2「自立した消費者になるための教育」にある①「食に関する教育の促進」にも掲載されていることを表します。

大分類1 消費者被害防止のための教育

(1) 現状

千葉市における消費生活相談の件数は、過去5年の平均は5,813件であり、平成26年度は5年ぶりに、6,400件を超えました。

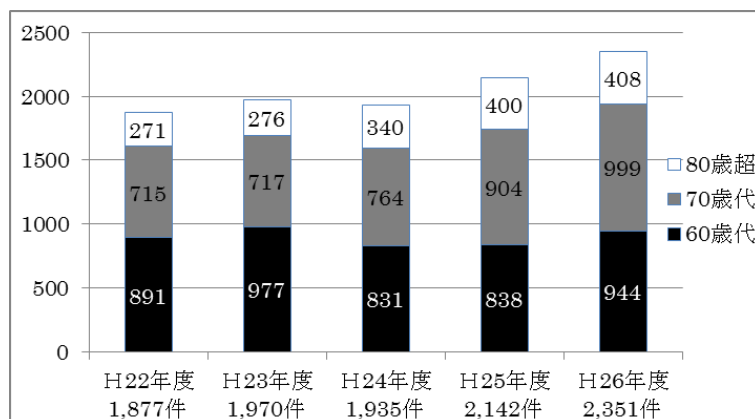
また、相談者の年齢に関する特徴としては、相談全体に占める60歳代以上の高齢の市民からの相談件数が上昇傾向にあります。

消費者トラブルは様々なものがあり、内容も常に変化しているため、市民に対する情報提供や、高齢者への見守り等の取組を強化していく必要があります。

①千葉市における相談件数（単位：件）

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
5,723	5,848	5,401	5,628	6,466

②60歳以上の相談件数の推移



③相談の多い商品・役務名 上位3

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1位	アダルト情報サイト	アダルト情報サイト	商品一般	アダルト情報サイト	アダルト情報サイト
2位	フリーローン・サラ金	フリーローン・サラ金	アダルト情報サイト	商品一般	商品一般
3位	商品一般	賃貸アパート	デジタルコンテンツ	賃貸アパート	デジタルコンテンツ

(2) 個別施策

小分類1 消費者被害防止に係る教育の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	地域における防犯対策に関する教育を行うため、防犯について専門的知識を有する防犯アドバイザーを市民団体等（市内在住者、在勤者又は在学者で構成される団体）に派遣します。	地域安全課	市民団体等	高校生期 成人期	3②
2	地域の防犯体制を強化するため、防犯パトロール隊について育成、支援及び表彰を行います。	地域安全課	防犯パトロール隊	高校生期 成人期	4②
3	地域における防犯活動のリーダーを養成することを目的として、講座を開催します。	地域安全課		高校生期 成人期	
4	地域での消費者被害防止のための活動を推進するため、警察や区役所等と連携して、各区で消費者被害の防止のための講演会等を開催します。	消費生活センター	警察 区役所	高校生期 成人期	4①
5	事業者及び事業者団体等と連携して、職員の消費者トラブル防止のための講座を開催します。	消費生活センター	事業者 事業者団体	成人期	3② 4①
6	消費者被害防止や地域での見守り活動を推進するため、地域住民等のニーズに合わせたくらしの巡回講座を開催します。	消費生活センター	地域団体	小学生期～成人期	4①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
7	消費者トラブルの防止のため、事業者に対し、法令遵守や自主規制等に係る消費者志向的な経営に関する研修を実施します。	消費生活センター		成人期	3①
8	悪質商法に関する情報提供の機会を増やすため、消費生活講座やセンター主催の講演会に、悪質商法とその対処法に関する講座を加えます。	消費生活センター		高校生期 成人期	
9	消費生活センターの機能周知や消費者トラブルの啓発のため、消費生活センターでの職場体験学習や教育現場への消費生活相談員の派遣等を行います。	消費生活センター 指導課	学校	小学生期～成人期（特に若者）	4①
10	消費者教育推進WGが作成した指導用資料や消費者教育用視聴覚教材(相談する勇氣)について学校教育での活用を図ります。	消費生活センター 指導課 教育センター	学校	小学生期 中学生期	4①
11	地域や職域における認知症の方の見守り体制の構築のため、認知症サポーター養成講座を開催します。	地域包括ケア推進課	学校 町内自治会 事業者	小学生期～成人期	3② 4①
12	成年後見制度に関する講演会の開催及び講師の派遣を行います。	高齢福祉課	千葉県成年後見支援センター	高校生期 成人期	
13	消費生活センター等と連携し、いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座を開催します。	高齢福祉課 高齢施設課	消費生活センター いきいきプラザ いきいきセンター	成人期 (特に高齢者)	4①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
14	消費生活センターと連携し、公民館等において、消費者被害の防止に関する講座を企画し、開催します。	生涯学習振興課	消費生活センター 公民館 生涯学習センター	高校生期 成人期	4①

小分類2 消費者被害防止に係る啓発活動の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	千葉市の新規採用職員に対して、職員の消費者被害防止のための啓発を実施します。	人材育成課 消費生活センター		成人期 (特に若者)	3② 4①
2	警察から情報提供を受けた、最近の犯罪発生状況や防犯対策情報を千葉市地域防犯ニュースとしてホームページに掲載し、情報提供を行います。	地域安全課	警察	高校生期 成人期	4①
3	市、事業者を構成員とする地域防犯連絡会を開催し、情報を共有するとともに、協働して啓発活動を実施します。	地域安全課	事業者 警察 庁内関係課	全世代	4①
4	防犯意識の高揚を図るため、市内事業者との間で、「防犯への協力に関する覚書」を締結し、協働して防犯活動を行います。	地域安全課	事業者	全世代	4①
5	消費者や関係者に対し、緊急性のある情報の注意喚起を迅速に行うため、ちばし安全・安心メールやホームページを活用した架空請求などに関する情報提供を行います。	地域安全課 消費生活センター	警察	高校生期 成人期	4①
6	関係機関と連携して、「消費者被害注意報」の配信場所を増やし、高齢者の見守りに関する情報提供を促進します。	消費生活センター	高齢者等悪質 商法被害防止 ネットワーク 会議幹事及び 委員	高校生期 成人期	4①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
7	民生委員や関係機関と連携して、高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者実態調査に併せ、消費生活センターの機能周知を行います。	消費生活センター	民生委員 高齢福祉課	成人期 (特に高齢者)	4①
8	消費者トラブルに迅速な対応をするため、高齢者と障害者の相談窓口と連携して、消費生活センターの機能周知を行います。	消費生活センター	高齢障害支援課	高校生期 成人期	4①
9	消費者トラブル防止のため、事業者に対して、消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発を図ります。	消費生活センター		成人期	3①
10	消費者トラブル防止のため、消費生活相談に関する意見交換に訪れた事業者に対し、法令遵守や自主規制等に係る消費者志向的な経営についての意見交換を行います。	消費生活センター		成人期	3①
11	消費者被害の防止のため、庁内関係課やちばし消費者応援団等と連携し、市等が主催するイベントに参加して、最新の悪質商法と対処法等の啓発を行います。	消費生活センター	庁内関係課 ちばし消費者 応援団	全世代	4①
12	消費者トラブルとその対処法等について、ホームページを活用し、情報提供を行います。	消費生活センター		高校生期 成人期	
13	大学と連携して、大学生の消費者被害防止に向けた取り組みを行います。	消費生活センター	大学	成人期 (特に若者)	4①
14	消費者トラブルに係る情報を取得しやすい環境を整備するため、町内自治会などと連携し暮らしの情報いずみの配布場所の見直しや、暮らしの情報いずみ特集号の発行を行います。	消費生活センター	町内自治会 医療機関	高校生期 成人期	4①
15	成年後見制度についてパンフレットの配布やPR活動を実施します。	高齢福祉課	千葉県成年後見支援センター	高校生期 成人期	

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
16	高齢者の見守り活動を実施する町内自治会等に対し、活動の初期費用の助成及び見守り活動ガイドブックの提供を行い、高齢者見守り活動を推進します。	高齢福祉課	町内自治会 社会福祉法人	成人期	4②

大分類2 自立した消費者になるための教育

(1) 現状

千葉県消費者教育推進計画が目的とする「自ら考え行動する自立した消費者」への成長を促進するためには、市民が消費生活を考えていく上で、身近な食に関する問題や、現在、市民生活に密接なものになりつつある情報とメディアに関する知識、また、地球規模での持続可能な開発を考える環境や消費に関する問題の契機となる国際理解教育などに関する知識の習得が重要になっております。しかしながら、これらの施策は、同一の個別部門計画により、総合的かつ一体的に推進されてはいないため、それぞれの教育の担当課や関係団体等により、個別に推進されている状況です。

(2) 個別施策

小分類1 食に関する教育の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	パンフレット、ホームページ等により、迅速かつわかりやすく食の安全確保に関する情報を提供します。	消費生活センター 生活衛生課		高校生期 成人期	
2	パンフレットやホームページ等各種媒体を利用し、食育に関する様々な情報の提供を行います。	健康支援課		高校生期 成人期	
3	様々な年齢層を対象に、食育に関する講座を開催します。	健康支援課	健康課 食生活改善推進員	全世代	4①
4	関係機関と連携し、食育のつどい等イベントを開催し啓発を行います。	健康支援課	庁内関係課 関係行政機関 食品関係団体等	全世代	4①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
5	食を通じた地域の健康づくりのボランティア活動を行う食生活改善推進員（ヘルスマイト）の養成・育成を行います。	健康支援課	健康課	成人期	4②
6	関係団体や食品関連事業者等と連携し、料理教室を開催します。	健康支援課	健康課 食品関係団体	全世代	4①
7	市内の飲食店等で、栄養成分表示を実施する等、健康に関する情報を提供する事業者を「健康づくり応援店」として募り、店頭健康づくり応援店証を掲示することにより、市民に周知し自らの健康づくりを推進します。	健康支援課	食品安全課 事業者	全世代	3① 4②
8	食の安全に対する知識の普及を図るため、食の安全に関する講演会等を開催します。	生活衛生課		高校生期 成人期	
9	乳幼児の保護者等に対し、ホームページを通じて食育に関する情報提供を行います。	保育運営課		成人期	
10	毎日の保育の中で、乳幼児が発達・発育に応じて食について学べるよう、各保育所において食育計画を策定し、取り組みを実施します。	保育運営課	保育所	幼児期	
11	食育だより等を通じ、保護者に対し健全な食生活に役立つ情報提供を行います。	保育運営課 保健体育課	保育所 学校	成人期	
12	地産地消の推進のため、新鮮で安心な農産物の供給を行っている生産者を千葉市産農産物生産者として認証し、その生産物に認証マークを掲示することにより千葉市産農産物を周知します。	農政課	生産者	全世代	3① 4②
13	児童の「食」と「農」に対する関心と理解を深めるため、小学校で生産者による出張授業を実施します。	農政課	生産者 小学校	小学生期	

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
14	農業に対する理解を深め、食への感謝の気持ちを育むため、観光農園において農産物の収穫等の体験活動の場を提供します。	農政課	観光農園開設者 農業団体	全世代	
15	農業に対する理解を深め、食への感謝の気持ちを育むため、体験農園において農産物の栽培等の体験活動の場を提供します。	農政課 農業経営支援課	体験農園開設者	全世代	
16	農業に対する理解を深め、食への感謝の気持ちを育むため、市民農園において農産物の栽培等の体験活動の場を提供します。	農政課 農業経営支援課 農業生産振興課	市民農園開設者 農業団体	全世代	
17	親子で農業に対する理解を深め、食への感謝の気持ちを育むため、下田都市農業交流センターにおいて家族お米作り体験を実施します。	農業経営支援課	下田都市農業交流センター	小学生期 成人期	
18	農山村留学を活用し、食に関する理解を進めます。	指導課	小学校	小学生期	
19	地産地消の推進のため、関係機関や農政課と連携し、市内産農産物を取り入れた学校給食を計画的に実施します。	保健体育課	農業協同組合 卸売業者 農政課 学校	小学生期 中学生期	4①
20	学校生活の中で、児童及び生徒が食に関する指導を受けられるよう、各小、中、特別支援学校において食に関する指導の全体計画を策定し、それに基づいた指導を行います。	保健体育課	学校	小学生期 中学生期	
21	食に関する実践力（体に必要な食品を選択する力や自己管理能力等）を身に付けるため、学校給食において、セレクト給食やバイキング給食等の会食形態を工夫した給食を実施します。	保健体育課	学校	小学生期 中学生期	

小分類2 情報とメディアに関する教育の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	インターネットに関連する消費者トラブルとその対処法や機器の適切な利用等に関する講座を開催します。	消費生活センター		高校生期 成人期	
2	シルバー人材センターにおいて、高齢者が講師となりパソコンの活用に関する講座を開催します。	高齢福祉課	(公社) シルバー人材センター	成人期	4①
3	いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象としたパソコンの活用に関する講座を開催します。	高齢施設課	いきいきプラザ いきいきセンター	成人期 (特に高齢者)	
4	千葉市小中学校版情報モラル教育カリキュラム及び情報モラルコンテンツの活用を支援する等、情報リテラシーの定着に向けた取り組みを進めます。	教育センター	学校	小学生期 中学生期	
5	インターネットにおける消費者トラブルに関する教育や情報通信技術を活用した授業の推進及び情報活用能力の育成のため、小・中・特別支援学校の関係する教員に対し研修を行います。	教育センター	学校	成人期	
6	公民館や生涯学習センターにおいて、パソコン等の操作技術の習得をはじめ、情報モラルやセキュリティ、情報収集、機器の適切な利用等に関する講座を開催します。	生涯学習振興課	公民館 生涯学習センター	高校生期 成人期	

小分類3 持続可能な開発のための教育（環境教育）の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	市民、事業者、学識経験者等から構成されるちばし温暖化対策フォーラムを運営し、市民や事業者に対する啓発活動を行います。	環境保全課	市民、事業者、学識経験者、学校関係者、環境NPO、地球温暖化防止活動推進員、千葉県地球温暖化防止活動推進センター	全世代	3① 4①
2	環境家計簿機能を付したエコライフカレンダーを作成・配布し、地球温暖化対策に関する啓発を行います。	環境保全課	庁内関係課	高校生期 成人期	4①
3	環境保全に向けた意識の高揚を図るため、環境問題関連のイベントを開催します。	環境保全課	エコメッセ実行委員会	全世代	4①
4	大草谷津田いきものの里等を整備し、環境学習活動として自然観察会を実施します。	環境保全課		全世代	
5	大草谷津田いきものの里等を整備し、自然保護活動の育成等を目的として、ボランティア団体が行う保全活動を支援します。	環境保全課	ボランティア団体	高校生期 成人期	4②
6	環境に関する情報を提供するため、環境情報紙「エコライフちば」を発行・配布します。	環境保全課		高校生期 成人期	
7	児童、生徒向け環境教育教材を作成し、活用します。	環境保全課 指導課	学校	小学生期 中学生期	4①
8	市立の小中学校において、環境学習モデル校を指定し、年間を通じた教科やその他の取組の中で、児童及び生徒の環境保全活動に参加する意識の向上等を図ります。	環境保全課 指導課	学校	小学生期 中学生期	4①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
9	環境保全に向けた意識の高揚を図るため、講演会及び学習会等を開催します。	環境保全課 生涯学習振興課	事業者 環境NPO	全世代	
10	生ごみの減量のため、食材などの無駄を減らすエコレシピ料理の普及啓発活動を行います。	廃棄物対策課		全世代	
11	焼却ごみの削減に向け、イベントでの啓発品の配布や大学生ボランティアグループとの連携による啓発を行います。	廃棄物対策課	大学生ボランティアグループ	全世代	4①
12	ごみ減量のための「ちばルール」の普及、定着に向け、「ちばルール」協定店の取り組みの周知を図ります。	廃棄物対策課	事業者	全世代	3① 4②
13	ごみの減量やリサイクルに関する意識の高揚を図るため、市民向けには「GO!GO!へらそうくん」、事業者向けには「リサイクリーンちば」等ごみ減量広報誌を発行します。	廃棄物対策課		全世代	3①
14	生ごみの減量及び資源化のため、研修を受講する等所定の要件を満たした者を生ごみ資源化アドバイザーとして登録します。	廃棄物対策課		成人期	
15	町内自治会・市民活動団体や事業者等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に、生ごみ資源化アドバイザーを派遣し、適切な助言・技術指導等を行います。	廃棄物対策課	町内自治会 市民活動団体 事業者	全世代	3①
16	幼児や小学校低学年向けに、ごみの分別方法や再資源化について体験学習する「へらそうくんルーム」や「ごみ分別スクール」を実施します。	廃棄物対策課	保育所 幼稚園 小学校	幼児期 小学生期	

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
17	古紙・布類を回収する集団回収団体の支援を通じて、ごみ減量・再資源化活動を推進し、あわせてごみに対する市民の関心を高め、資源の有効利用に対する意識の向上を図ります。	収集業務課	集団回収団体	全世代	4②
18	新浜リサイクルセンターで親子リサイクルチャレンジ教室（施設見学と牛乳パックを使った紙すきはがき作り）を開催します。	廃棄物施設課		小学生期 成人期	
19	ヒートアイランド現象や地球温暖化に対する緑化の取組みの一つである緑のカーテンについて、ゴーヤの種配布や、ホームページでの紹介及び公共施設での緑のカーテン設置による啓発を行います。	緑政課	公共施設等	全世代	
20	動物公園において、持続可能な開発のための取組み（規格外の野菜の利用等）について飼育係のお楽しみDAY等の講座で、来園者等に情報発信します。	動物公園		全世代	

小分類4 持続可能な開発のための教育（国際理解教育）の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	友好親善や相互理解を深め、国際理解を推進するため、姉妹都市との青少年交流を実施します。	国際交流課	(公財) 千葉市 国際交流協会	中学生期～成人期（特に若者）	4①
2	(公財) 千葉市国際交流協会を通じ、市内の国際交流・国際協力活動を行う団体を支援します。	国際交流課	(公財) 千葉市 国際交流協会 国際交流・国際協力活動を行う団体	全世代	4②
3	国際化を推進するため、国際交流ボランティアを育成します。	国際交流課	(公財) 千葉市 国際交流協会	高校生期 成人期	4②

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
4	小学校5・6年生を対象とした外国人講師による外国の文化や生活習慣に親しむ体験的な英語活動を通して、児童に豊かな国際感覚を身に付けさせるとともに、異文化理解の推進やコミュニケーション能力の育成を図ります。	指導課	小学校	小学生期	
5	英語を母語とする外国人講師を市立中・高等学校に配置し、語学指導を充実させ、異文化理解を推進し、コミュニケーションを図る態度や能力を育成します。	指導課	市立中学校・高校	中学生期 高校生期	
6	小・中学校における、海外の姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動により、児童生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度を育成します。	指導課	学校	小学生期 中学生期	
7	帰国児童生徒及び外国人児童生徒の特性を伸長させるための指導や適応指導を実施することで、帰国児童生徒等の学級への受け込みを図り、児童生徒の身近な生活の場から国際理解を促進します。	指導課	学校	小学生期 中学生期	
8	国際理解教育に係る取組みを行う千葉ユネスコ協会が実施する社会教育活動を支援します。	生涯学習振興課	千葉ユネスコ協会	全世代	4②
9	海外姉妹校・交流校などとの継続的な国際交流活動により、生徒が国際的視野の中で物事を考え判断する態度を育成します。	稲毛高等学校・附属中学校		中学生期 高校生期	

小分類5 消費生活の様々な分野における教育の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	市職員に対し、退職後のライフプランに関する講座を開催します。	給与課		成人期	3②

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
2	市民の法知識向上のため、千葉県弁護士会と共催で市民法律講座を開催します。	広報広聴課	千葉県弁護士会	高校生期 成人期	4①
3	計量制度に関心のある消費者を育成するため、計量に関する講座及び常設展示を実施します。	消費生活センター		高校生期 成人期	
4	様々な年齢層が参加することができるよう、多様な消費生活に関連する講座を開催します。	消費生活センター		小学生期～成人期	
5	受講者のニーズにあったくらしの巡回講座を実施するため、くらしの巡回講座のメニューを充実します。	消費生活センター		小学生期～成人期	
6	生活関連商品等の価格等について、必要に応じて市民に対し情報提供を行います。	消費生活センター		高校生期 成人期	
7	事業者の計量管理意識の向上のため、事業者を対象とした計量に関する研修を実施します。	消費生活センター		成人期	3①
8	消費生活センター資料情報コーナーを整備し、利用者の増加を目指すため、資料情報コーナーに配架する資料の充実を図ります。	消費生活センター		全世代	
9	消費生活センター情報プラザを整備し、来訪者の増加を目指すため、情報プラザの掲示物やリーフレット等を定期的に見直します。	消費生活センター		高校生期 成人期	
10	消費者教育担当課が連携した取り組みを進めるため、市職員に対して、消費者教育の推進に係る研修を実施します。	消費生活センター	庁内関係課	成人期	3① 4①
11	教員や学校に対し、消費生活センターの機能周知を行うなど、消費者教育の学校現場への受け込みを図ります。	消費生活センター 指導課 教育センター	学校	成人期	3① 4①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
12	大学や地元商店・商業施設、企業等と連携し、起業体験などの実体験を通して経済の仕組みを学ぶキッズ・アントレプレナーシップ教育を推進します。	経済企画課	大学 事業者	小学生期 ～高校生期	4①
13	マンションの適正管理の必要性等を啓発するため、マンションの管理組合役員や区分所有者などを対象として、セミナーを開催します。	住宅政策課		成人期	
14	地震による住宅の倒壊等の被害から市民を守るため、旧耐震基準により建設された住宅の所有者を対象に耐震診断・耐震改修の重要性や助成制度を学ぶ出前講座を開催します。	住宅政策課		成人期	
15	学習指導要領を踏まえ、各教科領域における消費者教育との関連を確認し、教員への情報提供を検討します。	指導課	学校	小学生期 中学生期	
16	消費生活センターと連携し、公民館等において、消費生活に関する講座を企画し、開催します。	生涯学習振興課	消費生活センター 公民館	高校生期 成人期	4①
17	公民館や生涯学習センターにおいて様々な年齢層が参加することができるよう、消費生活に関連する講座を開催します。	生涯学習振興課	公民館 生涯学習センター	高校生期 成人期	

大分類3 事業者及び事業所への教育

(1) 現状

一部の事業者は、第2章の「1 消費生活の現状について」でふれたとおり、企業の社会貢献活動などの一環として、消費者教育推進法第14条の趣旨に沿った消費者への情報提供や従業員の研修等を実施していますが、未だ十分とはいえない状況です。

事業者の消費者教育活動を支援するため、千葉市の事業者及び事業所に対する消費者教育施策を積極的に進める必要があります。

(2) 個別施策

小分類1 事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	消費者トラブルの防止のため、事業者に対し、法令遵守や自主規制等に係る消費者志向的な経営に関する研修を実施します。	消費生活センター		成人期	1①
2	消費者トラブル防止のため、事業者に対して、消費生活に関連のある法令や条例の周知啓発を図ります。	消費生活センター		成人期	1②
3	消費者トラブル防止のため、消費生活相談に関する意見交換に訪れた事業者に対し、法令遵守や自主規制等に係る消費者志向的な経営についての意見交換を行います。	消費生活センター		成人期	1②
4	事業者の計量管理意識の向上のため、事業者を対象とした計量に関する研修を実施します。	消費生活センター		成人期	2⑤
5	消費者教育担当課が連携した取り組みを進めるため、市職員に対して、消費者教育の推進に係る研修を実施します。	消費生活センター	庁内関係課	成人期	2⑤ 4①
6	消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等を「ちばし消費者応援団」として登録し、その活動を支援することで、消費者教育を推進します。	消費生活センター	地域団体 事業者	全世代	4②
7	教員や学校に対し、消費生活センターの機能周知を行うなど、消費者教育の学校現場への受け込みを図ります。	消費生活センター 指導課 教育センター	学校	成人期	2⑤ 4①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
8	市内の飲食店等で、栄養成分表示を実施する等、健康に関する情報を提供する事業者を「健康づくり応援店」として募り、店頭健康づくり応援店証を掲示することにより、市民に周知し自らの健康づくりを推進します。	健康支援課	食品安全課 事業者	全世代	2① 4②
9	市民、事業者、学識経験者等から構成されるちばし温暖化対策フォーラムを運営し、市民や事業者に対する啓発活動を行います。	環境保全課	市民、事業者、 学識経験者、学 校関係者、環境 NPO、地球温 暖化防止活動 推進員、千葉県 地球温暖化防 止活動推進セ ンター	全世代	2③ 4①
10	ごみ減量のための「ちばルール」の普及、定着に向け、「ちばルール」協定店の取り組みの周知を図ります。	廃棄物対策課	事業者	全世代	2③ 4②
11	ごみの減量やリサイクルに関する意識の高揚を図るため、市民向けには「GO!GO!へらそうくん」、事業者向けには「リサイクリーンちば」等ごみ減量広報誌を発行します。	廃棄物対策課		全世代	2③
12	町内自治会・市民活動団体や事業者等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に、生ごみ資源化アドバイザーを派遣し、適切な助言・技術指導等を行います。	廃棄物対策課	町内自治会 市民活動団体 事業者	全世代	2③
13	地産地消の推進のため、新鮮で安心な農産物の供給を行っている生産者を千葉市産農産物生産者として認証し、その生産物に認証マークを掲示することにより千葉市産農産物を周知します。	農政課	生産者	全世代	2① 4②

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
14	教職員向けに実施した消費者教育に係る研修で活用した資料や消費者教育WGが作成した指導用資料などが、学校現場でどのように活用されたかを確認し、資料の改善に役立てます。	教育センター	学校	成人期	

小分類2 職域における消費者教育の促進

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	市職員に対し、退職後のライフプランに関する講座を開催します。	給与課		成人期	2⑤
2	千葉市の新規採用職員に対して、職員の消費者被害防止のための啓発を実施します。	人材育成課 消費生活センター		成人期 (特に若者)	1② 4①
3	地域における防犯対策に関する教育を行うため、防犯について専門的知識を有する防犯アドバイザーを市民団体等(市内在住者、在勤者又は在学者で構成される団体)に派遣します。	地域安全課	市民団体等	高校生期 成人期	1①
4	事業者及び事業者団体等と連携して、職員の消費者トラブル防止のための講座を開催します。	消費生活センター	事業者 事業者団体	成人期	1① 4①
5	地域や職域における認知症の方の見守り体制の構築のため、認知症サポーター養成講座を開催します。	地域包括ケア推進課	学校 町内自治会 事業者	小学生期～成人期	1① 4①

大分類4 担い手の育成・支援

(1) 現状

庁内では、消費生活センターをはじめとする多くの課において、消費生活に関連する様々な分野の教育が実施されているほか、庁外においても振り込め詐欺等の被害防止活動を行う警察、社会貢献活動の一環として消費者教育を行う事業者、町内自治会、NPO法人等、様々な団体が、時には連携しながら、各々の活動を進めています。

消費者教育の担い手である様々な団体と連携し、また育成・支援することで消費者教育を推進します。

(2) 個別施策

小分類1 関係機関との連携

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	友好親善や相互理解を深め、国際理解を推進するため、姉妹都市との青少年交流を実施します。	国際交流課	(公財) 千葉市 国際交流協会	中学生期～成人期 (特に若者)	2④
2	千葉市の新規採用職員に対して、職員の消費者被害防止のための啓発を実施します。	人材育成課 消費生活センター		成人期 (特に若者)	1② 3②
3	警察から情報提供を受けた、最近の犯罪発生状況や防犯対策情報を千葉市地域防犯ニュースとしてホームページに掲載し、情報提供を行います。	地域安全課	警察	高校生期 成人期	1②
4	市、事業者を構成員とする地域防犯連絡会を開催し、情報を共有するとともに、協働して啓発活動を実施します。	地域安全課	事業者 警察 庁内関係課	全世代	1②
5	防犯意識の高揚を図るため、市内事業者との間で、「防犯への協力に関する覚書」を締結し、協働して防犯活動を行います。	地域安全課	事業者	全世代	1②
6	消費者や関係者に対し、緊急性のある情報の注意喚起を迅速に行うため、ちばし安全・安心メールやホームページを活用した架空請求などに関する情報提供を行います。	地域安全課 消費生活センター	警察	高校生期 成人期	1②
7	市民の法知識向上のため、千葉県弁護士会と共催で市民法律講座を開催します。	広報広聴課	千葉県弁護士会	高校生期 成人期	2⑤
8	地域での消費者被害防止のための活動を推進するため、警察や区役所等と連携して、各区で消費者被害の防止のための講演会等を開催します。	消費生活センター	警察 区役所	高校生期 成人期	1①
9	事業者及び事業者団体等と連携して、職員の消費者トラブル防止のための講座を開催します。	消費生活センター	事業者 事業者団体	成人期	1① 3②

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
10	消費者被害防止や地域での見守り活動を推進するため、地域住民等のニーズに合わせたくらしの巡回講座を開催します。	消費生活センター	地域団体	小学生期～成人期	1①
11	関係機関と連携して、「消費者被害注意報」の配信場所を増やし、高齢者の見守りに関する情報提供を促進します。	消費生活センター	高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク 会議幹事及び委員	高校生期 成人期	1②
12	民生委員や関係機関と連携して、高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者実態調査に併せ、消費生活センターの機能周知を行います。	消費生活センター	民生委員 高齢福祉課	成人期 (特に高齢者)	1②
13	消費者トラブルに迅速な対応をするため、高齢者と障害者の相談窓口と連携して、消費生活センターの機能周知を行います。	消費生活センター	高齢障害支援課	高校生期 成人期	1②
14	消費者被害の防止のため、庁内関係課やちばし消費者応援団等と連携し、市等が主催するイベントに参加して、最新の悪質商法と対処法等の啓発を行います。	消費生活センター	庁内関係課 ちばし消費者応援団	全世代	1②
15	大学と連携して、大学生の消費者被害防止に向けた取り組みを行います。	消費生活センター	大学	成人期 (特に若者)	1②
16	消費者トラブルに係る情報を取得しやすい環境を整備するため、町内自治会などと連携し暮らしの情報いずみの配布場所の見直しや、暮らしの情報いずみ特集号の発行を行います。	消費生活センター	町内自治会 医療機関	高校生期 成人期	1②
17	消費者教育担当課が連携した取り組みを進めるため、市職員に対して、消費者教育の推進に係る研修を実施します。	消費生活センター	庁内関係課	成人期	2⑤ 3①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
18	千葉市民活動支援センターと連携し、消費者団体の活動促進を図ります。	消費生活センター	千葉市民活動支援センター	全世代	
19	市が主催又は後援・共催する消費者教育に関連するイベントや啓発資料等の情報を一元化し、市民に情報提供します。	消費生活センター	庁内関係課 消費者教育に関する活動を行っている団体及び事業者	全世代	
20	消費生活センターの機能周知や消費者トラブルの啓発のため、消費生活センターでの職場体験学習や教育現場への消費生活相談員の派遣等を行います。	消費生活センター 指導課	学校	小学生期～成人期（特に若者）	1 ①
21	消費者教育推進WGが作成した指導用資料や消費者教育用視聴覚教材(相談する勇氣)について学校教育での活用を図ります。	消費生活センター 指導課 教育センター	学校	小学生期 中学生期	1 ①
22	教員や学校に対し、消費生活センターの機能周知を行うなど、消費者教育の学校現場への溶け込みを図ります。	消費生活センター 指導課 教育センター	学校	成人期	2 ⑤ 3 ①
23	地域や職域における認知症の方の見守り体制の構築のため、認知症サポーター養成講座を開催します。	地域包括ケア推進課	学校 町内自治会 事業者	小学生期～成人期	1 ① 3 ②
24	様々な年齢層を対象に、食育に関する講座を開催します。	健康支援課	健康課 食生活改善推進員	全世代	2 ①
25	関係機関と連携し、食育のつどい等イベントを開催し啓発を行います。	健康支援課	庁内関係課 関係行政機関 食品関係団体等	全世代	2 ①
26	関係団体や食品関連事業者等と連携し、料理教室を開催します。	健康支援課	健康課 食品関係団体	全世代	2 ①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
27	シルバー人材センターにおいて、高齢者が講師となりパソコンの活用に関する講座を開催します。	高齢福祉課	(公社) シルバー人材センター	成人期	2②
28	消費生活センター等と連携し、いきいきプラザ・いきいきセンターにおいて、高齢者を対象とした消費者被害の防止に関する講座を開催します。	高齢福祉課 高齢施設課	消費生活センター いきいきプラザ いきいきセンター	成人期 (特に高齢者)	1①
29	市民、事業者、学識経験者等から構成されるちばし温暖化対策フォーラムを運営し、市民や事業者に対する啓発活動を行います。	環境保全課	市民、事業者、学識経験者、学校関係者、環境NPO、地球温暖化防止活動推進員、千葉県地球温暖化防止活動推進センター	全世代	2③ 3①
30	環境家計簿機能を付したエコライフカレンダーを作成・配布し、地球温暖化対策に関する啓発を行います。	環境保全課	庁内関係課	高校生期 成人期	2③
31	環境保全に向けた意識の高揚を図るため、環境問題関連のイベントを開催します。	環境保全課	エコメッセ実行委員会	全世代	2③
32	児童、生徒向け環境教育教材を作成し、活用します。	環境保全課 指導課	学校	小学生期 中学生期	2③
33	市立の小中学校において、環境学習モデル校を指定し、年間を通じた教科やその他の取組の中で、児童及び生徒の環境保全活動に参加する意識の向上等を図ります。	環境保全課 指導課	学校	小学生期 中学生期	2③
34	焼却ごみの削減に向け、イベントでの啓発品の配布や大学生ボランティアグループとの連携による啓発を行います。	廃棄物対策課	大学生ボランティアグループ	全世代	2③

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
35	大学や地元商店・商業施設、企業等と連携し、起業体験などの実体験を通して経済の仕組みを学ぶキッズ・アントレプレナーシップ教育を推進します。	経済企画課	大学 事業者	小学生期～高校生期	2⑤
36	地産地消の推進のため、関係機関や農政課と連携し、市内産農産物を取り入れた学校給食を計画的に実施します。	保健体育課	農業協同組合 卸売業者 農政課 学校	小学生期 中学生期	2①
37	消費生活センターと連携し、公民館等において、消費者被害の防止に関する講座を企画し、開催します。	生涯学習振興課	消費生活センター 公民館 生涯学習センター	高校生期 成人期	1①
38	消費生活センターと連携し、公民館等において、消費生活に関する講座を企画し、開催します。	生涯学習振興課	消費生活センター 公民館	高校生期 成人期	2⑤

小分類2 地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
1	(公財) 千葉市国際交流協会を通じ、市内の国際交流・国際協力活動を行う団体を支援します。	国際交流課	(公財) 千葉市 国際交流協会 国際交流・国際協力活動を行う団体	全世代	2④
2	国際化を推進するため、国際交流ボランティアを育成します。	国際交流課	(公財) 千葉市 国際交流協会	高校生期 成人期	2④
3	千葉市民活動支援センターを通じて、ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供、活動場所の提供や活動に関する相談などを行います。	市民自治推進課	ボランティア 団体 NPO団体	中学生期～成人期	

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
4	地域の防犯体制を強化するため、防犯パトロール隊について育成、支援及び表彰を行います。	地域安全課	防犯パトロール隊	高校生期 成人期	1 ①
5	消費者教育に関する活動を行う地域団体や事業者等を「ちばし消費者応援団」として登録し、その活動を支援することで、消費者教育を推進します。	消費生活センター	地域団体 事業者	全世代	3 ①
6	7か所のボランティアセンターを通じて、ボランティア活動を支援するための情報提供や講座の開催、活動施設及び書籍の貸出を行います。	地域福祉課	ボランティアセンター ボランティア団体	小学生期～成人期	
7	食を通じた地域の健康づくりのボランティア活動を行う食生活改善推進員（ヘルスマイト）の養成・育成を行います。	健康支援課	健康課	成人期	2 ①
8	市内の飲食店等で、栄養成分表示を実施する等、健康に関する情報を提供する事業者を「健康づくり応援店」として募り、店頭健康づくり応援店証を掲示することにより、市民に周知し自らの健康づくりを推進します。	健康支援課	食品安全課 事業者	全世代	2 ① 3 ①
9	高齢者の見守り活動を実施する町内自治会等に対し、活動の初期費用の助成及び見守り活動ガイドブックの提供を行い、高齢者見守り活動を推進します。	高齢福祉課	町内自治会 社会福祉法人	成人期	1 ②
10	大草谷津田いきものの里等を整備し、自然保護活動の育成等を目的として、ボランティア団体が行う保全活動を支援します。	環境保全課	ボランティア団体	高校生期 成人期	2 ③
11	ごみ減量のための「ちばルール」の普及、定着に向け、「ちばルール」協定店の取り組みの周知を図ります。	廃棄物対策課	事業者	全世代	2 ③ 3 ①

	施策の内容	担当課	主な関係先	施策が対象とする年齢期	再掲
12	古紙・布類を回収する集団回収団体の支援を通じて、ごみ減量・再資源化活動を推進し、あわせてごみに対する市民の関心を高め、資源の有効利用に対する意識の向上を図ります。	収集業務課	集団回収団体	全世代	2③
13	地産地消の推進のため、新鮮で安心な農産物の供給を行っている生産者を千葉市産農産物生産者として認証し、その生産物に認証マークを掲示することにより千葉市産農産物を周知します。	農政課	生産者	全世代	2① 3①
14	国際理解教育に係る取組みを行う千葉ユネスコ協会が実施する社会教育活動を支援します。	生涯学習振興課	千葉ユネスコ協会	全世代	2④
15	ちば生涯学習ボランティアセンター（生涯学習センター内）において、ボランティアに関する情報提供や研修等を行い、消費者教育に関連する分野で活動するボランティア団体等を支援します。	生涯学習振興課	ちば生涯学習ボランティアセンター ボランティア団体	高校生期 成人期	